

開催協議会名	令和6年第4回雲南警察署協議会		
開催日時	令和6年11月26日（火）午後2時から午後4時まで		
出席者	協議会委員	9人	
	警察署	9人（署長、副署長、各課・交番所長）	
会議・協議	署長からの 諮問	諮問事項	令和7年度速度取締り指針
		説明概要	指針の意義、重点路線における街頭活動の基本、交通事故実態等の分析結果、速度取締り重点対象路線及び重点エリアについて
		答申（意見等）	<p>1 駐在所前で頻繁に速度取締りをしているが、事故の発生、交通量の増加等理由があるのか。</p> <p>また、その道路は制限速度が時速40kmとなっているが、少し厳しいのではないかと思う。通学路なので厳しい制限であることは理解している。</p> <p><b>【警察】</b></p> <p>特に重大な事故が発生したということではないが、重点路線のみ取締りを行うと他の場所で違反が横行することにつながるので、重点路線以外の場所でもランダムな取締りを行っている。</p> <p>2 指針を公表する目的は理解したが、取締りを行う時間や場所の公表はしないのか。</p> <p><b>【警察】</b></p> <p>取締りの日時、場所などは公表してしていないが、速度取締り指針は県警察のホームページで公表している。</p> <p>3 東京で発生した危険運転致死の事故の当事者が亡くなられたが、雲南署管内での同種事故の発生はないか。また、指針に危険運転のことを盛り込むことは考えていないか。</p> <p><b>【警察】</b></p> <p>県内では危険運転致傷・致死事件は年間数件発生しているが、新聞に載らないこともある。</p> <p>飲酒運転で逮捕するなどして、捜査を行って危険運転と認定できれば送致している。</p>

		<p>他にも様々な類型があり、違反概要が類型に当てはまれば立件している。</p> <p>指針については、あくまでも速度取締りの指針であることから危険運転については盛り込んでいない。</p> <p>4 高速で走行する車両を取り締まるだけでなく、低速で走行する車両に左に避けて走行するよう指導できないか。</p> <p>あおり運転、無理な追い越しにつながり危険でないかと思う。</p> <p><b>【警察】</b></p> <p>低速で走行する車両について左に避けて走行するようといった指導はしていない。</p> <p>お年寄りが多いこと、また、制限速度を守っているのになぜいけないかという意見があるからで、あくまでも「交通の流れに沿って走ってください」というアドバイスのみとしている。</p> <p>5 重点路線、重点エリアとそれ以外での取締りの割合はどうなっているか。</p> <p>住民からすれば、幹線道路で行ってほしいと思う。</p> <p><b>【警察】</b></p> <p>重点路線・エリアの割合がその他の路線・エリアの割合を下回ることはない。</p> <p>取締りは計画的に行っており、重点路線の回数とそれ以外の路線の回数をカウントして把握している。</p>
報告事項	報告事項	検視について
	説明概要	検視の意義、概要、取扱い状況、遺族対応要領及び現場で留意していることなどについて
	意見・提言	<p>1 親族が数年前に突然亡くなって、本日刑事課長が説明されたとおりの対応をしてもらったが、とても丁寧に対応してもらい感謝している。</p> <p>2 解剖を拒否されたらどうするのか。</p> <p><b>【警察】</b></p> <p>法律では拒否されても令状により可能となっているが、可能な限り理解を得るよう努めている。</p>

		<p>3 検視という言葉は初めて聞いた。 パンフレットに新たに「プライバシーに関わることは固く秘密を守ります」との文言を入れてはどうか。</p> <p><b>【警察】</b> プライバシーに関わる事項が漏れることがないように細心の注意を払い、部下にも指導している。</p>
<p>視 察</p>	<p>1 鑑識体験</p>	<p>鑑識係長が、粉末を使用した指紋・掌紋検出方法について説明した上、委員が実際に検出を体験した。 また、床面に印象された足跡を斜光線を利用して発見する方法について実演した。</p> <p>2 警察犬の服従訓練及び臭気選別訓練視察</p> <p>協議会終了後、車庫で警察犬の服従訓練、臭気選別訓練を視察した。</p>
<p>写 真</p>		 <p>署長の諮問・協議状況</p> <p>鑑識体験の状況</p> <p>警察犬訓練の視察状況</p>